

姫路・西播磨交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制定平成21年12月17日
改正平成25年12月25日
改正平成26年 1月23日
改正平成26年 2月10日
改正平成28年 2月10日
改正令和 4年 2月16日
改正令和 7年 3月 7日

(目的)

第1条 姫路・西播磨交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、姫路・西播磨交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。ただし、所属するタクシー事業者が重複しない団体であること。
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
6 この要綱において「地域住民の代表」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織（タクシー利用に関して地方公共団体等の公的機関と直接関わりのある団体等）の代表者をいう。
7 この要綱において「学識経験者」とは、大学教授等で交通分野の専門的な知識を有する学識経験者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

- ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

- (1) 関係地方公共団体の長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民の代表
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者
- (6) 学識経験者
- (7) 兵庫労働局労働基準監督部監督課長
- (8) 兵庫県警察本部交通部交通規制課長
- (9) その他協議会が必要と認める者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、協議会が必要と認めた構成員である前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに書面で申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。
- 3 会長の任期は準特定地域の指定期間満了の日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は準特定地域の指定期間満了の日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする

る。

- (1) 役員の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎の意志決定による1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ④ 地域住民の代表として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①、③及び④に掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成及び変更に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎の意志決定による1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
 - (5) (2)から(4)におけるタクシー事業者の議決について、構成員であるタクシー事業者が事前に自ら所属する団体に対して意思表示をした場合にあっては、協議会において、その団体が代わりに報告することをもって、当該タクシー事業者の意思表示があつたものとする。
 - (6) 議決の際に、協議会を欠席とみなされる場合または議決を棄権した場合は、議決権に含まないものとする。
- 10 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、また、協議会の構成員の3分の1以上の要求があつた場合は、会長は、協議会

を開催しなければならない。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

14 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1)新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2)公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

ただし、協議会の構成員は、やむを得ない場合には指定したものを代理出席させることができる。

なお、タクシー事業者の組織する団体が構成員となっている場合、その団体に所属するタクシー事業者は協議会の構成員とみなし、自らの所属する団体のタクシー事業者が協議会を欠席した場合は、その所属団体の代表する者を代理出席者とみなす。(特段の意思表示がある場合を除く。)

(幹事会)

第6条 協議会は、地域の問題について、より専門的な見地から検討を行う必要があると認めるときは、幹事会を設置することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。